

「足場の組立て等特別教育」のご案内

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

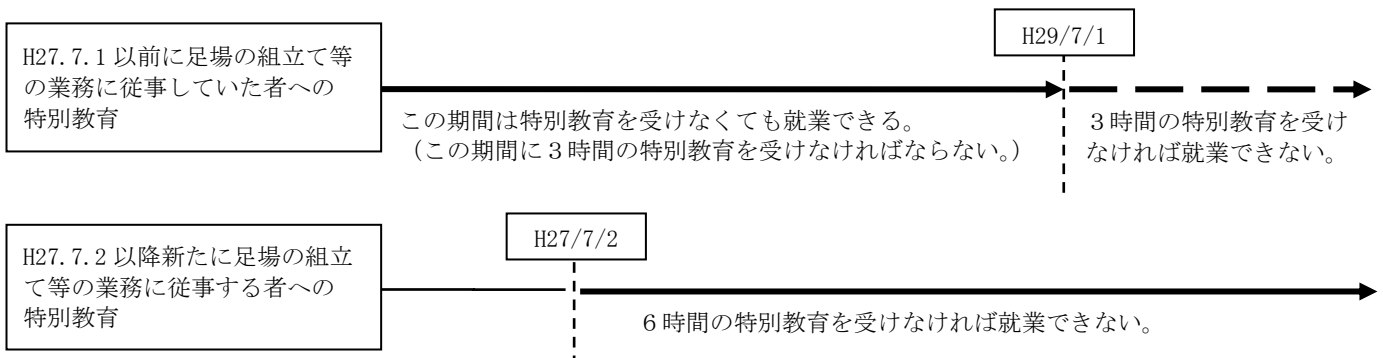
このほど労働安全衛生規則が一部改正され、平成27年7月1日より、足場の組立て解体等に従事する者は特別教育を受けた者でなければならないとされました。**(経過措置があります)**

建設業の労働災害において墜落・転落災害による死傷者数(休業4日以上)が全体の約3分の1、死亡災害においては約半数を占めており近年この割合はほとんど変化していません。

足場の組立て解体等作業に従事する者については、高所からの墜落・転落災害の危険性が高く、正しい知識の習得と安全意識の向上が求められています。

特別教育は事業者が行うこととなっていますが、当協会では事業主にかわり「足場の組立て等特別教育(3時間教育)」を実施する事としましたので、ご案内申し上げます。尚、6時間教育の実施については、状況(開催希望状況等)を判断し後日開催等についてお知らせいたします。

※経過措置(特別教育を受けていなくても従事できる期間)



※足場の組立て等作業主任者の資格を有する者、とびに係る技能検定合格者、職業訓練校でとび科等の訓練を修了した者等は足場の特別教育を必要としません。

